

高知県介護支援専門員等補助者同行支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護支援専門員等補助者同行支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び訪問介護事業所の訪問介護員の安全確保のため、利用者又はその家族及び同居人からのカスタマーハラスメントへの対応に、複数人による訪問を実施した際の経費を市町村（広域連合を含む。以下同じ。）が補助を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の（1）から（6）までに掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）利用者 介護サービス等を利用する者又は利用しようとする者
- （2）利用者等 利用者又はその家族及び同居人
- （3）介護支援専門員等 利用者の居宅を訪問し、要介護者や要支援者の相談や心身の状況に応じ、介護サービスを受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村並びに介護サービス事業者との連絡調整を行う者及び利用者の居宅を訪問し、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除などの家事等を提供する者
- （4）同行者 利用者等からのカスタマーハラスメントに対応するため、介護支援専門員等に同行する者をいう。介護支援専門員等であるか否かは問わず、事務職員等も含む。
- （5）カスタマーハラスメント 利用者等から介護支援専門員等に対する著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものをいう。
- （6）著しい迷惑行為 暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいう。

（補助対象経費）

第4条 この要綱による補助対象経費、補助率及び補助対象額は、別表第1に定めるものとする。また、次の（1）から（2）までに掲げる要件のいずれにも該当することを要件とする。

- （1）利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、利用者等によるカスタマーハラスメントから介護支援専

門員等の安全を確保するため、複数人による訪問が必要であること。

- (2) 利用者等からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースにもかかわらず、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意が得られないことについて相当の理由があり、介護報酬の加算等が適用できないこと。

(対象となる事業所)

第5条 県内に所在する居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所とする。

(交付額の算定)

第6条 補助金の額の算定方法は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、市町村長は、1通を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知)

第8条 知事は、前条による申請があったときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、当該市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条の2 知事は、市町村が補助事業を実施するに当たり、補助の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合(補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更を除く。)又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金及び補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、これを補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 社会福祉法人等に補助する場合は、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならない。」ことの条件を付さなければならないこと。

- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、市町村長は、補助事業完了年度の翌年度の4月20日（前条第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して30日を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

- 2 市町村は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条の2、第9条第3号の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表第 1 （第 4 条、第 6 条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助対象額
利用者等からのカスタマーハラスメントに対応するため、介護支援専門員等が、複数名による訪問を実施した際の実費（利用者等からの同意が得られないために、介護報酬の加算等が適用されない場合に限る。）	10分の10	サービス提供回数×3,000 円

別表第2（第8条の2、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。